## 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

利用者の方(または、利用者のご家族)が利用しようとされている介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

#### 1. サービスの内容

- (1) 事業者は、利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2)介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の心身の状況、 置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事 業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び 人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又 は特定のサービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行います。
- (4)介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮し、利用者が医療サービス等の利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従い、介護予防サービス・支援計画書を作成します。
- (5) 事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者やその 家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・ 支援計画書の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を 把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業者等 との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の介護予防サービス・支援計画書の実施状況、解決すべき課題等について 適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行いま す。

#### 2. 市町村への届出

この介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。

# 3. 地域包括支援センターが提供するサービス(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務)についての相談窓口

電 話 0794-63-2174

FAX 0794-63-5191

E-mail <u>hokatu@ono-shakyo.or.jp</u>

業	務		日	月曜日から金曜日 (祝日、12月29日から1月3日は除く)
業	務	時	間	午前8時45分より午後5時15分まで

## 4. 当事業所の法人概要

名		称	小野市社会福祉協議会
所	在	地	小野市王子町801
法	人 種	別	社会福祉法人
代	表	者	会 長 萩 原 絹 夫

## 5. 当事業所の概要

事 業 所 名	指定介護予防支援事業所 小野市地域包括支援センター
所 在 地	小野市王子町801番地
管 理 者	面 田 美 保 子
開設年月日	2019年 4月 1日
事業所の指定番号	2801900024
サービスを提供する実施地域	小野市全域

# 6. 当事業所の従業員

職		種	員 数	勤務体制
管	理	者	1名(兼務)	常勤
保	健	師	1名	常勤
看	護	師	3名	常 勤 (2名) 非常勤 (1名)
社	会福	业 士	3名	常勤
主任	介護支援區	専門員	3名	常勤
介護	支援専	門員	3名	常 勤 (2名) 非常勤 (1名)
事	務	員	1名	常勤

### 7. 提供するサービスの内容

サービスの内容	提供方法
▲ 4.江州北瓜丁の北貝 万	①基本チェックリストや利用者基本情報からの情報把握 ②対象者及び家族と面接しながら、支援ニーズを特定し、 課題を分析

- 援計画書の作成
- ●目標、具体策、利用サー ビスなどの決定
- ●家族やサービス提供担 当者と共通認識
- 2. 介護予防サービス・支 ①対象者及び家族と面接しながら、介護予防サービス・ 支援計画書の「目標、具体策」を決定
  - ②家族やサービス提供担当者などとの共通認識を得る
  - ・サービス担当者会議を開催
  - ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容に ついて共通認識を得る

3.介護予防サービス等の提供

4. モニタリングと評価 (ケアマネジメントCに ついては、実施なし)

- ①利用者自身の日常生活能力や社会状況等の変化により 課題が変化していないかを継続的に把握する。少なく とも3月に1回は利用者の居宅を訪問し、ご利用者と 面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、 生活上の変化などを確認し記録する。もしくは、利用 者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たした 上で、利用者の同意およびサービス担当者会議で主治 医、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テ レビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことが できる。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニ タリングでは収集できない情報について、他のサービ ス事業者との連携により情報を収集する。なお、少な くとも6月に1回は利用者の居宅を訪問する。
- ②事業所からサービス提供の報告を受け、サービス利用 の効果について評価を行う

## 8. 居宅介護支援事業者への作成依頼

- (1)利用者が居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案作成を希望された場合は、すみやかに当該居宅介護支援事業者と調整を図ります。
- (2)介護予防サービス・支援計画書原案作成の業務を受託した居宅介護支援事業者は、本契約に基づき介護予防サービス・支援計画書原案作成業務に従事することします。
- (3)事業者は、介護予防サービス・支援計画書原案作成について、居宅介護支援事業者に助言・指導するとともに、作成された介護予防サービス・支援計画書原案について内容の妥当性を評価し意見を付します。

#### 9. 苦情相談窓口

(1) 当事業所に対する苦情・相談は以下の専用窓口で受付けます。

相談・苦情の内容	苦情・相談受付窓口
①地域包括支援センターの担当する業務について②介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供しているサービスについて	小野市王子町801番地 小野市地域包括支援センター管理者 面田 美保子 TEL 0794-63-2174 FAX 0794-63-5191 受付時間 午前8時45分より午後5時15分まで 月曜日から金曜日 (祝日、12月29日から1月3日は除く)

#### (2) 行政機関その他の苦情受付機関

小野市役所	小野市中島町531番地 小野市市民福祉部 高齢介護課 TEL 0794-63-1509 FAX 0794-64-2735 受付時間 午前8時45分より午後5時15分まで 月曜日から金曜日 (祝日、12月29日から1月3日は除く)
兵庫県国民健康保険 団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801 兵庫県国民健康保険団体連合会 TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間 午前9時00分より午後5時15分まで 月曜日から金曜日 (祝日、12月29日から1月3日は除く)

#### 10. 料金について

介護予防支援及び介護予防マネジメントに要する費用は下記の通りです。なお、原 則、利用者の負担はありません。

ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法 定代理受領ができない場合においては、1ヶ月あたりの料金を利用者が支払うことに なります。 諸事情にて保険給付がなされずに自己負担となった場合には、サービス提供証明書 を小野市高齢介護課介護保険係に提出しますと払戻しされる場合があります。詳しく は該当事由発生時に説明します。

#### 【利用料金】

サービス内容	費用	備考
介護予防支援	4, 420円	厚生労働大臣が定める料
		金
介護予防ケアマネジメン	4, 420円	小野市総合事業の定める
F		料金
初回加算	3,000円	初回利用者へのケアマネ
		ジメントに対する評価す
		る加算
委託連携加算	3,000円	地域包括支援センターが
		介護予防支援また介護予
		防ケアマネジメントを外
		部の居宅介護支援事業所
		に委託することを推進す
		るために、適切な情報連
		携等を評価する加算
高齢者虐待防止措置未実	所定単位数の100分の	厚生労働大臣が定める高
施減算	1に相当する単位数を減	齢者虐待防止のための基
	算	準を満たさない場合
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の	業務策定計画を策定して
	1に相当する単位数を減	いない場合
	算(令和7年4月以降)	

#### 11. 賠償責任

事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合には、事業者が加入 する賠償責任保険の規定に基づき、その損害を賠償します。

#### 12. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月 に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員等に周知徹底を図ります。
- ② 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 14. 虐待の防止

事業所者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結 果について、介護支援専門員等に周知徹底を図ります。
- ② 事業者における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員等に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

#### 15. 身体拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急をやむ得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### 16. 反社会的勢力

当事業者は、いかなるときであっても暴力団等の支配は受けません。

#### 17. サービス利用に関する留意事項

- (1) サービス実施時の禁止行為
  - ① 介護支援専門員および事業所の職員に対しての身体的暴力 例:コップをなげつける/蹴られる/唾を吐くなど
  - ② 介護支援専門員および事業所の職員に対しての精神的暴力 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。 例:大声を発する/怒鳴る/特定の職員にいやがらせをする
  - ③ 介護支援専門員および事業所の職員に対してのセクシュアルハラスメント 意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。 例:必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/入浴介助中、あからさまに性的

な話をする/わいせつな動画を見せるなど

④ 介護支援専門員および事業所の職員が訪問する際のペットの放し飼いサービ スへの影響、思わぬ噛みつき等の可能性が考えられます。

#### (2) 介護支援専門員等の禁止行為

介護支援専門員等は、利用者に対するサービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為(原則としてできません。)
- ② 利用者やその家族からの物品等の受領
- ③ 飲食および喫煙
- ④ 利用者やその家族に対して行う、宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ 介護支援専門員等の運転する車両への同乗
- ⑥ その他、利用者やその家族に行う迷惑行為

#### 18. その他

この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、利用者にその内容を文書にて通知します。

# 19. 重要事項説明日

上記内容について利用者に説明を行いました。

# 指定介護予防支援事業者

所 在 地	小野市王子町801番地
事 業 所 名	小野市地域包括支援センター
説明者氏名	

# 介護予防受託事業者(業務委託先居宅介護支援事業所)

所 在 地	
事 業 所 名	( )居宅介護支援事業所
説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から受けました。

# 利用者

住	所	
氏	名	

# 代理人を選任した場合

住	所		
氏	名	(続柄	)